

議案第44号

佐野市下水道条例の改正について

佐野市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和8年2月20日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市下水道条例の一部を改正する条例

佐野市下水道条例（平成17年佐野市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第3項第2号中「定款」を「その定款」に改め、「（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）」及び「（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第44号参考資料

佐野市下水道条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(指定の申請)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票、在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カードをいう。)又は特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。)の写し</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人にあつてはその定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し</p> <p>(3)～(5) (略)</p>